

令和3年

奈良市議会12月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 82 号	市長専決処分の報告について……………	1
〳 第 83 号	市長専決処分の報告について……………	9
〳 第 84 号	市長専決処分の報告について……………	11
〳 第 85 号	市長専決処分の報告について……………	13
奈良市議案第 103 号	令和 3 年度奈良市一般会計補正予算（第 1 2 号） ……	15
〳 第 104 号	令和 3 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） ……	20
〳 第 105 号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正 について……………	80
〳 第 106 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	82
〳 第 107 号	奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について……………	98
〳 第 108 号	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定 める条例の全部改正について……………	100
〳 第 109 号	奈良市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例の制定について……………	104
〳 第 110 号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について……………	107
〳 第 111 号	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れ る特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正につ いて……………	108
〳 第 112 号	奈良市地域ふれあい会館条例の一部改正について……………	109
〳 第 113 号	財産の取得について（追認） ……	111
〳 第 114 号	財産の取得について（追認） ……	112
〳 第 115 号	財産の取得について……………	113
〳 第 116 号	財産の処分について……………	115
〳 第 117 号	工事請負契約の締結について……………	118
〳 第 118 号	工事請負契約の一部変更について……………	122
〳 第 119 号	和解について……………	123

奈良市議案第120号	公の施設の指定管理者の指定について……………	124
〃 第121号	公の施設の指定管理者の指定について……………	125
〃 第122号	教育委員会の委員の任命について……………	126
〃 第123号	公平委員会の委員の選任について……………	128

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第11号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和3年11月10日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度奈良市一般会計 補正予算（第11号）

令和3年度奈良市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ576,082千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,801,878千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		33,417,024 ^{千円}	576,082 ^{千円}	33,993,106 ^{千円}
	2. 国庫補助金	3,926,546	576,082	4,502,628
歳 入 合 計		146,225,796	576,082	146,801,878

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 衛生費		14,423,309 ^{千円}	576,082 ^{千円}	14,999,391 ^{千円}
	1. 保健衛生費	6,360,363	576,082	6,936,445
歳 出 合 計		146,225,796	576,082	146,801,878

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 1 号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)	款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		33,417,024	576,082	33,993,106
	歳 入 合 計	146,225,796	576,082	146,801,878

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				
				国県支出金	地方債	その他		
4 衛生費	14,423,309	576,082	14,999,391	576,082				
歳 出 合 計	146,225,796	576,082	146,801,878	576,082				

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
3 衛生費国庫補助金	1,066,776	576,082	1,642,858	1 予防費補助金	576,082	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	
計	3,926,546	576,082	4,502,628				

第16款 国庫支出金

3. 歳出
第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 予防費	3,393,147	576,082	3,969,229	特定財源 (内訳) 国庫支出金 576,082	10 需用費	14,387	予防接種経費
					11 役員費	35,695	
					12 委託料	525,000	
					17 備品購入費	500	
					21 補償補填及び 賠償金	500	
計	6,360,363	576,082	6,936,445	特定財源 一般財源 576,082 0			

第4款 衛生費

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年11月10日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年6月23日午後3時20分頃、奈良市立鶴舞小学校において、草刈り作業の飛び石により、体育館横に駐車していた相手方の軽自動車のドアガラスを損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 54,340円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年11月10日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年9月10日午前9時頃、奈良市南京終町二丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 211,334円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年11月10日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年10月7日午後10時頃、奈良市法華寺町地内において発生した、市道端の窪みにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 32,929円

令和3年度奈良市一般会計 補正予算（第12号）

令和3年度奈良市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ940,417千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147,742,295千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		千円 14,684,854	千円 212,850	千円 14,897,704
	1. 地方交付税	14,684,854	212,850	14,897,704
16. 国庫支出金		33,993,106	249,837	34,242,943
	1. 国庫負担金	21,190,149	2,480	21,192,629
	2. 国庫補助金	4,502,628	17,226	4,519,854
	4. 国庫交付金	8,188,317	230,131	8,418,448
17. 県支出金		11,073,949	18,930	11,092,879
	1. 県負担金	5,950,699	18,930	5,969,629
23. 市債		15,472,800	458,800	15,931,600
	1. 市債	15,472,800	458,800	15,931,600
歳入合計		146,801,878	940,417	147,742,295

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		千円 676,854	千円 1,921	千円 678,775
	1. 議会費	676,854	1,921	678,775
2. 総務費		14,181,501	△ 249,406	13,932,095
	1. 総務管理費	9,509,525	△ 191,353	9,318,172
	3. 徴税費	1,158,783	△ 20,785	1,137,998
	4. 戸籍住民基本台帳費	1,161,977	△ 35,750	1,126,227

款	項	補正前の額	補正額	計
	5. 選挙費	603,845 ^{千円}	1,079 ^{千円}	604,924 ^{千円}
	6. 統計調査費	34,732	△ 585	34,147
	7. 監査委員費	72,986	△ 2,012	70,974
3. 民生費		65,787,088	120,212	65,907,300
	1. 社会福祉費	29,149,788	169,360	29,319,148
	2. 児童福祉費	23,336,229	△ 29,939	23,306,290
	3. 生活保護費	13,101,462	△ 14,931	13,086,531
	4. 国民年金事務費	199,609	△ 4,278	195,331
4. 衛生費		14,999,391	283,495	15,282,886
	1. 保健衛生費	6,936,445	233,202	7,169,647
	2. 保健所費	1,649,214	19,443	1,668,657
	3. 清掃費	5,869,944	30,850	5,900,794
6. 農林水産業費		657,777	4,983	662,760
	1. 農林費	657,777	4,983	662,760
7. 商工費		4,737,531	△ 1,905	4,735,626
	1. 商工費	4,737,531	△ 1,905	4,735,626
8. 観光費		1,089,425	△ 39,996	1,049,429
	1. 観光費	1,089,425	△ 39,996	1,049,429
9. 土木費		11,039,386	86,987	11,126,373
	1. 土木管理費	103,018	△ 1,789	101,229
	2. 道路橋梁費	3,381,151	△ 23,478	3,357,673
	3. 河川費	295,945	25,598	321,543
	4. 都市計画費	5,276,659	80,332	5,356,991

款	項	補正前の額	補正額	計
	6. 住 宅 費	510,406 ^{千円}	6,324 ^{千円}	516,730 ^{千円}
10. 消 防 費		3,995,202	3,477	3,998,679
	1. 消 防 費	3,995,202	3,477	3,998,679
11. 教 育 費		10,858,448	730,649	11,589,097
	1. 教 育 総 務 費	2,737,767	26,153	2,763,920
	2. 小 学 校 費	1,252,540	607,120	1,859,660
	3. 中 学 校 費	818,376	107,815	926,191
	4. 高 等 学 校 費	986,441	24,151	1,010,592
	5. 幼 稚 園 費	1,001,496	△ 28,881	972,615
	7. 保 健 体 育 費	2,649,410	△ 5,709	2,643,701
歳 出 合 計		146,801,878	940,417	147,742,295

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルスワクチン接種業務経費	令和3年度から 令和4年度まで	千円 46,600
新型コロナウイルス感染症 夜間電話相談業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	14,000
新型コロナウイルス感染症患者等 受診調整業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	22,000
新型コロナウイルス感染症等情報把握 ・管理支援システムデータ入力業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	28,000
新型コロナウイルス感染症 発生動向調査等業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	185,000
環境清美工場焼却炉補修用消耗品購入経費	令和3年度から 令和4年度まで	24,000
環境清美工場維持補修経費	令和3年度から 令和4年度まで	220,800
道路橋梁維持補修経費	令和3年度から 令和4年度まで	65,000
メガネ橋長寿命化修繕工事委託	令和3年度から 令和4年度まで	200,000
学校給食調理業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	44,000
学校給食配送用備品購入経費	令和3年度から 令和4年度まで	1,900
指定管理者による奈良市斎苑 旅立ちの杜の管理に要する経費	令和4年度から 令和18年度まで	2,472,987千円に物価変動及 び税制度や金利の変化に よる増減額を加算した額
指定管理者による奈良町からくり おもちゃ館の管理に要する経費	令和4年度から 令和8年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
義務教育施設整備事業	千円 279,600	千円 738,400
計	15,472,800	15,931,600

令和3年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）

令和3年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,576,428千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,664,483千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 国民健康保険料		千円 6,879,971	千円 △ 23,587	千円 6,856,384
	1. 国民健康保険料	6,879,971	△ 23,587	6,856,384
3. 県 支 出 金		25,464,340	1,566,454	27,030,794
	1. 県 補 助 金	25,464,340	1,566,454	27,030,794
5. 繰 入 金		2,591,018	33,561	2,624,579
	1. 一般会計繰入金	2,474,733	28,547	2,503,280
	2. 基金繰入金	116,285	5,014	121,299
歳 入 合 計		35,088,055	1,576,428	36,664,483

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		千円 396,589	千円 8,900	千円 405,489
	1. 総務管理費	310,987	8,900	319,887
3. 事業費納付金		8,995,000	1,562,514	10,557,514
	1. 医療給付費事業費納付金	6,070,000	996,096	7,066,096
	2. 後期高齢者支援金事業費納付金	2,160,000	417,000	2,577,000
	3. 介護納付金事業費納付金	765,000	149,418	914,418
7. 諸 支 出 金		160,703	5,014	165,717
	1. 還付及び還付加算金	159,703	5,014	164,717
歳 出 合 計		35,088,055	1,576,428	36,664,483

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事	項	期 間	限 度	額
国 保 年 金 シ ス テ ム 改 修 経 費		令和3年度から 令和4年度まで		^{千円} 20,000

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第12号)

1. 総括
 (歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税	14,684,854	212,850	14,897,704
16 国庫支出金	33,993,106	249,837	34,242,943
17 県支出金	11,073,949	18,930	11,092,879
23 市債	15,472,800	458,800	15,931,600
歳 入 合 計	146,801,878	940,417	147,742,295

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議会費	676,854	1,921	678,775				1,921	
2 総務費	14,181,501	△249,406	13,932,095				△249,406	
3 民生費	65,787,088	120,212	65,907,300	35,799			84,413	
4 衛生費	14,999,391	283,495	15,282,886	3,520			279,975	
6 農林水産業費	657,777	4,983	662,760				4,983	
7 商工費	4,737,531	△1,905	4,735,626				△1,905	
8 観光費	1,089,425	△39,996	1,049,429				△39,996	
9 土木費	11,039,386	86,987	11,126,373				86,987	
10 消防費	3,995,202	3,477	3,998,679				3,477	
11 教育費	10,858,448	730,649	11,589,097	229,448	458,800		42,401	
歳 出 合 計	146,801,878	940,417	147,742,295	268,767	458,800		212,850	
				一般財源内訳		地方交付税		212,850

2. 歳入

第12款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 地方交付税	14,684,854	212,850	14,897,704	1 地方交付税	212,850	普通交付税	
計	14,684,854	212,850	14,897,704				

第12款 地方交付税

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	19,161,098	2,480	19,163,578	3 国民健康保険 会計繰出負担 金	2,480	保険基盤安定負担金	
計	21,190,149	2,480	21,192,629				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	1,593,668	13,706	1,607,374	2 障害者福祉費補助金	7,483	障害者総合支援事業費補助金
				6 児童措置費補助金	1,823	医療的ケア児保育環境改善事業費補助金
				7 児童福祉総務費補助金	4,400	児童手当事務費補助金
3 衛生費国庫補助金	1,642,858	3,520	1,646,378	2 保健衛生総務費補助金	80	医療施設運営費等補助金
				3 診療所費補助金	640	医療施設運営費等補助金
				6 成人保健費補助金	2,800	疾病予防対策事業費等補助金
計	4,502,628	17,226	4,519,854			

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	2,842,145	683	2,842,828	1 一般管理費国庫交付金	683	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
8 教育費国庫交付金	252,464	229,448	481,912	1 小学校施設整備事業費交付金	192,992	小学校大規模改造事業交付金	
				2 中学校施設整備事業費交付金	36,456	中学校大規模改造事業交付金	
計	8,188,317	230,131	8,418,448				

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第1項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県負担金	5,309,329	18,930	5,328,259	2 国民健康保険 会計繰出負担 金	18,930	保険基盤安定負担金	
計	5,950,699	18,930	5,969,629				

第17款 県支出金

第23款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
8 教育債	496,600	458,800	955,400	1 義務教育施設整備事業債	458,800	小学校施設整備事業債 中学校施設整備事業債	385,900 72,900
計	15,472,800	458,800	15,931,600				

第23款 市債

3. 歳出
第1款 議会費

第1項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	676,854	1,921	678,775	1,921 一般財源	3 職員手当等	1,921	職員給与費等
計	676,854	1,921	678,775	特定財源 一般財源 1,921			

第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	6,596,398	△190,002	6,406,396	一般財源 △190,002	2 給料	△120,000	職員給与費等
					3 職員手当等	△45,174	
					4 共済費	△24,728	
					18 負担金補助及 び交付金	△100	
18 庁舎等施設整 備事業費	203,808	△1,351	202,457	一般財源 △1,351	2 給料	△1,165	職員給与費等
					3 職員手当等	△186	
計	9,509,525	△191,353	9,318,172	特定財源 一般財源 △191,353			

第2款 総務費

第2款 総務費

第3項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 税務総務費	632,238	△20,785	611,453	△20,785 一般財源	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△2,000 △9,207 △9,578	職員給与費等
計	1,158,783	△20,785	1,137,998	特定財源 一般財源			

第2款 総務費

第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本 台帳費	1,161,977	△35,750	1,126,227	一般財源 △35,750	2 給料	△21,247	職員給与費等
					3 職員手当等	△12,944	
					4 共済費	△1,559	
計	1,161,977	△35,750	1,126,227	特定財源 一般財源 △35,750			

第2款 総務費

第2款 総務費

第5項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙管理委員会費	68,845	1,079	69,924	1,079 一般財源	3	520	職員給与費等
					4	559	
計	603,845	1,079	604,924	特定財源 一般財源			

第2款 総務費

第2款 総務費

第6項 統計調査費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 統計調査総務費	20,233	△585	19,648	一般財源 △585	3 職員手当等	△585	職員給与費等
計	34,732	△585	34,147	特定財源 一般財源 △585			

第2款 総務費

第2款 総務費

第7項 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 監査委員費	72,986	△2,012	70,974	一般財源 △2,012	2 給料	△2,529	職員給与等
					3 職員手当等	△896	
					4 共済費	1,413	
計	72,986	△2,012	70,974	特定財源 一般財源 △2,012			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額		
1 社会福祉総務費	2,012,541	129,371	2,141,912	一般財源 129,371	2 給料	70,000	職員給与費等	
					3 職員手当等	37,257		
					4 共済費	22,114		
					18 負担金補助及び交付金	11,225		
3 障害者福祉費	13,019,328	11,225	13,030,553	特定財源 (内訳) 国庫支出金 8,166 一般財源 3,059	8,166 3,059	11,225	障害者支援施設等感染拡大防止経費	
9 人権文化センター費	102,304	217	102,521	一般財源 217	3 職員手当等	217	職員給与費等	
13 国民健康保険会計繰出金	2,474,733	28,547	2,503,280	特定財源 (内訳) 国庫支出金 2,480 県支出金 18,930 一般財源 7,137	27 繰出金	28,547	国民健康保険特別会計繰出経費	
計	29,149,788	169,360	29,319,148	特定財源 29,576 一般財源 139,784				

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	2,592,177	△13,800	2,578,377	特定財源 4,400 (内訳) 国庫支出金 4,400 一般財源 △18,200	2 給料	△9,712	職員給与等 児童福祉事務経費 児童手当事務経費 △20,872 2,672 4,400
					3 職員手当等	△10,585	
					4 共済費	2,097	
					12 委託料	4,400	
2 児童措置費	8,646,245	3,989	8,650,234	特定財源 1,823 (内訳) 国庫支出金 1,823 一般財源 2,166	18 負担金補助及び交付金	3,989	民間保育所運営補助経費
3 認定こども園費	5,251,572	△31	5,251,541	一般財源 △31	3 職員手当等	△4,020	職員給与等 認定こども園等運営補助経費 △4,020 3,989
					18 負担金補助及び交付金	3,989	
4 保育所費	1,218,552	△98,724	1,119,828	一般財源 △98,724	2 給料	△43,454	職員給与等
					3 職員手当等	△33,156	
					4 共済費	△22,114	

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
9 学童保育費	939,112	78,627	1,017,739	一般財源 78,627	1 報酬	75,851	学童保育経費
					3 職員手当等	1,670	
					8 旅費	1,106	
計	23,336,229	△29,939	23,306,290	特定財源 一般財源 6,223 △36,162			

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	655,462	△14,931	640,531	一般財源 △14,931	2 給料	△10,297	職員給与費等
					3 職員手当等	△4,634	
計	13,101,462	△14,931	13,086,531	特定財源 一般財源 △14,931			

第3款 民生費

第3款 民生費

第4項 国民年金事務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 国民年金事務 取扱費	199,609	△4,278	195,331	一般財源 △4,278	2 給料	△3,500	職員給与費等
					3 職員手当等	△778	
計	199,609	△4,278	195,331	特定財源 一般財源 △4,278			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健衛生総務費	845,716	225,069	1,070,785	特定財源 (内訳) 国庫支出金 一般財源 224,989	2 給料	108,701	職員給与費等 医療検査センター運営管理経費 80
					3 職員手当等	83,747	
					4 共済費	32,541	
					12 委託料	80	
3 墓地火葬場費	125,349	2,893	128,242	一般財源 2,893	2 給料	297	職員給与費等
					3 職員手当等	2,296	
					4 共済費	300	
					12 委託料	640	
4 診療所費	638,261	640	638,901	特定財源 (内訳) 国庫支出金 640	12 委託料	640	田原診療所運営管理経費 柳生診療所運営管理経費 みどりの家歯科診療所運営経費 80 80 80 80 80 80 80 80 80
					12 委託料	640	月ヶ瀬診療所運営管理経費 都祁診療所運営管理経費 興東診療所運営管理経費 休日夜間応急診療所運営管理経費 休日歯科応急診療所運営管理経費 80 80
					12 委託料	4,500	健康診査経費
					12 委託料	4,500	健康診査経費
7 成人保健費	269,704	4,500	274,204	特定財源 (内訳) 国庫支出金 一般財源 2,800 2,800 1,700	12 委託料	4,500	健康診査経費

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 保健衛生施設 整備事業費	64,508	100	64,608	一般財源	3	△200	職員給与費等
					4	300	
計	6,936,445	233,202	7,169,647	特定財源 一般財源			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	730,258	19,443	749,701	一般財源 19,443	2 給料	10,000	職員給与等
					3 職員手当等	5,347	
					4 共済費	4,096	
計	1,649,214	19,443	1,668,657	特定財源 一般財源 19,443			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 清掃総務費	1,478,031	△38,864	1,439,167	一般財源 △38,864	2	給料	職員給与費等 △19,300
					3	職員手当等	△18,664
					4	共済費	△900
					2	給料	38,012
2 塵芥処理費	1,711,222	48,914	1,760,136	一般財源 48,914	2	給料	職員給与費等 38,012
3	職員手当等	10,902					
5 し尿処理費	450,735	20,000	470,735	一般財源 20,000	10	需用費	衛生浄化センター管理経費 20,000
7 清掃施設整備 事業費	401,964	800	402,764	一般財源 800	2	給料	職員給与費等 500
					4	共済費	300
計	5,869,944	30,850	5,900,794	特定財源 一般財源 0 30,850			

第4款 衛生費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業委員会費	94,052	1,078	95,130	一般財源	3 職員手当等	1,078	職員給与費等
2 農業総務費	67,470	△1,330	66,140	一般財源	3 職員手当等	△1,330	職員給与費等
4 土地基盤整備 事業費	159,509	5,235	164,744	一般財源	2 給料	2,529	職員給与費等
					3 職員手当等	1,706	
					4 共済費	1,000	
計	657,777	4,983	662,760	特定財源 一般財源			

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工総務費	132,559	△1,905	130,654	一般財源 △1,905	3 職員手当等	△921	職員給与費等
					4 共済費	△984	
計	4,737,531	△1,905	4,735,626	特定財源 一般財源 △1,905			

第7款 商工費

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 観光総務費	254,231	△39,996	214,235	△39,996	2 給料	△15,489	職員給与費等
					3 職員手当等	△16,395	
					4 共済費	△8,112	
計	1,089,425	△39,996	1,049,429	特定財源 一般財源			

第8款 観光費

第9款 土木費

第1項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 土木総務費	80,972	△1,789	79,183	一般財源 △1,789	2 給料	△1,356	職員給与費等
					3 職員手当等	△433	
計	103,018	△1,789	101,229	特定財源 一般財源 △1,789			

第9款 土木費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路橋梁総務費	712,193	△16,756	695,437	一般財源 △16,756	2 給料	△12,927	職員給与費等
					3 職員手当等	△785	
					4 共済費	△3,044	
					3 職員手当等	△607	
2 道路橋梁維持費	897,802	△607	897,195	一般財源 △607			職員給与費等
3 道路橋梁新設改良費	1,771,156	△6,115	1,765,041	一般財源 △6,115	2 給料	△5,075	職員給与費等
					3 職員手当等	△1,040	
計	3,381,151	△23,478	3,357,673	特定財源 一般財源 0 △23,478			

第9款 土木費

第9款 土木費

第3項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 河川総務費	21,514	297	21,811	一般財源	3 職員手当等	297	職員給与費等
2 河川堤防維持費	113,900	25,000	138,900	一般財源	14 工事請負費	25,000	河川維持補修経費
3 河川堤防改修費	160,531	301	160,832	一般財源	3 職員手当等	301	職員給与費等
計	295,945	25,598	321,543	特定財源 一般財源		0 25,598	

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 都市計画総務費	459,923	79,489	539,412	一般財源 79,489	2	給料	職員給与等 都市計画事務経費
					3	職員手当等	26,809
					4	共済費	52,680
					12	委託料	
					21	補償補填及び賠償金	
							12,427
4 街路事業費	3,255,252	843	3,256,095	一般財源 843	2	給料	職員給与等
					3	職員手当等	△1,232
							2,075
計	5,276,659	80,332	5,356,991	特定財源 一般財源 80,332			

第9款 土木費

第9款 土木費

第6項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 住宅管理費	388,402	2,483	390,885	一般財源 2,483	2 給料 3,500	職員給与費等	
2 公営住宅整備 事業費	122,004	3,841	125,845	一般財源 3,841	3 職員手当等 △1,017		
					2 給料 1,356		
					3 職員手当等 1,910		
					4 共済費 575		
計	510,406	6,324	516,730	特定財源 一般財源 6,324			

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 消防施設費	147,146	3,477	150,623	一般財源 3,477	2 給料	2,000	職員給与費等
					3 職員手当等	853	
					4 共済費	624	
計	3,995,202	3,477	3,998,679	特定財源 一般財源 0 3,477			

第10款 消防費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 教育委員会費	1,457,927	10,437	1,468,364	一般財源 10,437	3 職員手当等	11,109	職員給与費等
					4 共済費	△772	
					18 負担金補助及び交付金	100	
2 教育振興費	1,211,217	15,716	1,226,933	一般財源 15,716	10 需用費	15,145	教育情報化推進経費 教育振興基金経費
					24 積立金	571	
計	2,737,767	26,153	2,763,920	特定財源 一般財源 26,153			

第11款 教育費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 小学校管理費	757,210	25,766	782,976	一般財源 25,766	2	給料 15,489	職員給与費等
4 小学校施設整備 事業費	189,899	581,354	771,253	特定財源 578,892 (内訳) 国庫支出金 192,992 市債 385,900 一般財源 2,462	2	給料 1,000	職員給与費等
					3	職員手当等 1,086	小学校施設整備事業
					4	共済費 284	
					14	工事請負費 578,984	
計	1,252,540	607,120	1,859,660	特定財源 578,892 一般財源 28,228			

第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 中学校管理費	430,246	△1,886	428,360	一般財源 △1,886	3 職員手当等	△1,886	職員給与費等
4 中学校施設整備事業費	175,030	109,701	284,731	特定財源 (内訳) 国庫支出金 36,456 市債 72,900 一般財源 345	2 給料	165	職員給与費等 333
					3 職員手当等	168	中学校施設整備事業 109,368
					14 工事請負費	109,368	
計	818,376	107,815	926,191	特定財源 109,356 一般財源 △1,541			

第11款 教育費

第11款 教育費

第4項 高等学校校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 全日制高等学校校費	905,910	24,151	930,061	一般財源 24,151	2 給料	13,500	職員給与等
					3 職員手当等	5,500	
					4 共済費	5,151	
計	986,441	24,151	1,010,592	特定財源 一般財源 24,151			

第11款 教育費

第11款 教育費

第5項 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 幼稚園費	908,496	△28,881	879,615	△28,881	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△10,000 △13,730 △5,151	職員給与費等
計	1,001,496	△28,881	972,615	特定財源 一般財源			

第11款 教育費

第11款 教育費

第7項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校給食費	2,481,202	△5,709	2,475,493	一般財源 △5,709	2 給料 △3,500		職員給与費等
					3 職員手当等 △1,925		
					4 共済費 △284		
計	2,649,410	△5,709	2,643,701	特定財源 一般財源 △5,709			

第11款 教育費

4. 給与費明細書

1. 会計年度任用職員

(1) 総括

区分	職員数(人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	217 [2,676]	2,750,344	486,622	343,829	3,580,795	483,503	4,064,298	
補正前	217 [2,650]	2,674,493	486,622	342,159	3,503,274	480,831	3,984,105	
比較	[26]	75,851		1,670	77,521	2,672	80,193	

(単位 千円)

[]内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外教

職員手当の内訳	区分	通勤手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当
		15,465	14,708	123	313,533
補正後		15,465	14,708	123	313,533
補正前		15,465	14,708	123	311,863
比較					1,670

(単位 千円)

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	75,851	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	75,851	
職員手当	1,670	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	1,670	

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
新型コロナウイルスワクチン 接 種 業 務 経 費	46,600			令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	46,600	46,600				0
新型コロナウイルス感染症 夜 間 電 話 相 談 業 務 委 託	14,000			令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	14,000	14,000				0
新型コロナウイルス感染症 患 者 等 受 診 調 整 業 務 委 託	22,000			令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	22,000	11,000				11,000
新型コロナウイルス感染症等 情 報 把 握 ・ 管 理 支 援 シ ス テ ム テ ー タ 入 力 業 務 委 託	28,000			令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	28,000	14,000				14,000

新型コロナウイルス感染症発生動向調査等業務委託	185,000			令和3年度から令和4年度まで	185,000	92,500			92,500
環境清美工場焼却炉補修用消耗品購入経費	24,000			令和3年度から令和4年度まで	24,000				24,000
環境清美工場維持補修経費	220,800			令和3年度から令和4年度まで	220,800				220,800
道路橋梁維持補修経費	65,000			令和3年度から令和4年度まで	65,000	65,000			0
メガネ橋長寿命化工修繕工事委託	200,000			令和3年度から令和4年度まで	200,000	90,000			0
学校給食調理業務委託	44,000			令和3年度から令和4年度まで	44,000				44,000

事 項	限 度 額	前年度未までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源	
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
学 備 校 品 購 給 食 配 送 用 費 入 経 費	1,900			令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま だ	1,900						1,900
指 定 管 理 者 による 奈 良 町 か ら 管 理 にお け る 経 費	2,472,987千円 に 物 価 変 動 及 び 税 制 度 や 金 利 の 変 化 に よ る 増 減 額 を 加 算 し た 額			令 和 4 年 度 か ら 令 和 18 年 度 ま だ	2,472,987千円 に 物 価 変 動 及 び 税 制 度 や 金 利 の 変 化 に よ る 増 減 額 を 加 算 し た 額				407,484		2,065,503千円 に 物 価 変 動 及 び 税 制 度 や 金 利 の 変 化 に よ る 増 減 額 を 加 算 し た 額
指 定 管 理 者 による 奈 良 町 か ら 管 理 にお け る 経 費	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 す る 額			令 和 4 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま だ	限 度 額 に 同 じ						全 額

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 前		補 正 後	
	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額
	当該年度中起債見込額		当該年度中起債見込額	
1. 普通債	6,726,600	99,774,660	7,185,400	100,233,460
(2) 教 育	532,600	25,839,625	991,400	26,298,425
合 計	15,472,800	198,359,298	15,931,600	198,818,098

2. 国民健康保険特別会計
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	6,879,971	△23,587	6,856,384
3 県支出金	25,464,340	1,566,454	27,030,794
5 繰入金	2,591,018	33,561	2,624,579
歳 入 合 計	35,088,055	1,576,428	36,664,483

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	396,589	8,900	405,489	8,900		—	
3 事業費納付金	8,995,000	1,562,514	10,557,514	1,557,554		4,960	
7 諸支出金	160,703	5,014	165,717			5,014	
歳 出 合 計	35,088,055	1,576,428	36,664,483	1,566,454		9,974	

国民健康保険料
 繰入金
 一般財源内訳

△23,587

33,561

2. 歳入

第1款 国民健康保険料

第1項 国民健康保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康保険料	6,879,965	△23,587	6,856,378	1 医療給付費分 現年賦課分	△23,587	医療給付費分現年賦課分
計	6,879,971	△23,587	6,856,384			

国民健康保険特別会計

第3款 県支出金

第1項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 保険給付費等交付金	25,464,340	1,566,454	27,030,794	2 保険給付費等 特別交付金	1,566,454	保険調整交付金分特別交付金 県繰入金分特別交付金	8,900 1,557,554
計	25,464,340	1,566,454	27,030,794				

国民健康保険特別会計

第5款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	2,474,733	28,547	2,503,280	1 保険基盤安定繰入金	28,547	保険基盤安定繰入金	
計	2,474,733	28,547	2,503,280				

国民健康保険特別会計

第5款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	116,285	5,014	121,299	1 国民健康保険 財政調整基金 繰入金	5,014	国民健康保険財政調整基金繰入金
計	116,285	5,014	121,299			

国民健康保険特別会計

3. 歳出
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	296,822	8,900	305,722	8,900 特定財源 (内訳) 県支出金 8,900	12 委託料	8,900	国民健康保険運営事務経費
計	310,987	8,900	319,887	8,900 特定財源 一般財源			

国民健康保険特別会計

第3款 事業費納付金

第1項 医療給付費事業費納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般被保険者 医療給付費事 業費納付金	6,070,000	996,096	7,066,096	特定財源 (内訳) 県支出金 996,096	18 負担金補助及 び交付金	996,096	一般被保険者医療給付費事業費納付金経費
計	6,070,000	996,096	7,066,096	特定財源 一般財源			

国民健康保険特別会計

第3款 事業費納付金

第2項 後期高齢者支援金事業費納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般被保険者 後期高齢者支 援金事業費納 付金	2,160,000	417,000	2,577,000	特定財源 412,040 (内訳) 県支出金 412,040 一般財源 4,960	18 負担金補助及 び交付金	417,000	一般被保険者後期高齢者支援金事業費納付 金経費
計	2,160,000	417,000	2,577,000	特定財源 412,040 一般財源 4,960			

国民健康保険特別会計

第3款 事業費納付金

第3項 介護納付金事業費納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護納付金事業費納付金	765,000	149,418	914,418	149,418 特定財源 (内訳) 県支出金 149,418	18 負担金補助及び交付金	149,418	介護納付金事業費納付金経費
計	765,000	149,418	914,418	特定財源 一般財源			

国民健康保険特別会計

第7款 諸支出金

第1項 還付及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 償還金	88,055	5,014	93,069	一般財源 5,014	22 償還金利子及 び割引料 5,014		国民健康保険償還金
計	159,703	5,014	164,717	特定財源 一般財源 0 5,014			

国民健康保険特別会計

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

(1. 追加分)

(単位: 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
国保年金システム改修経費	20,000			令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま だ	20,000					20,000

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「4,400円」を「6,100円」に、「6,600円」を「9,150円」に改める。

(1) 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)第21条第1項

(2) 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年奈良市条例第16号)第23条第1項

(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年奈良市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(16) 児童相談所等業務手当

第22条を第23条とし、第19条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の次に次の1条を加える。

(児童相談所等業務手当)

第19条 児童相談所等業務手当は、児童又はその関係者と対面して相談等を行う職員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)のうち規則で定める職員に支給する。

2 前項の手当の額は、日額1,000円を超えない範囲内において規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例第21条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の勤務に係る宿日直手当について適用し、施行日前の勤務に係る宿日直手当については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第23条第1項の規定は、施行日以後の勤務に係る報酬について適用し、施行日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例第2条第2項第16号及び第19条の規定は、施行日以後の勤務に係る手当について適用し、施行日前の勤務に係る手当については、なお従前の例による。

(提案理由)

子どもセンターの設置に伴い、児童相談所等の業務に従事する職員に係る宿日直手当の上限額を引き上げるほか、児童相談所等業務手当を創設しようとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第76の5項を次のように改める。

76の5	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	新築住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	床面積の合計が100平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア イに係るもの以外の場合 55,000円 イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の規定により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するとみなされる計画（以下この項及び第76の7項において「長期使用構造等確認計画」という。）である場合 16,000円
			床面積の合計が100平方	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額

メートルを超え200平方メートル以内の場合	ア イに係るもの以外の場合 71,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 19,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア イに係るもの以外の場合 119,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 27,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア イに係るもの以外の場合 185,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 42,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅にあっては、1,000平方メートルを超える	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア イに係るもの以外の場合 359,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 67,000円

もの)	
床面積の合計 が3,000 平方メートル を超え5,0 00平方メー トル以内の場 合(一戸建て の住宅を除く 。)	次に掲げる区分に応じ、それぞ れ1件につき次に定める額 ア イに係るもの以外の場合 636,000円 イ 長期使用構造等確認計画で ある場合 105,000円
床面積の合計 が5,000 平方メートル を超え10, 000平方メ ートル以内の 場合(一戸建 ての住宅を除 く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞ れ1件につき次に定める額 ア イに係るもの以外の場合 1,088,000円 イ 長期使用構造等確認計画で ある場合 159,000円
床面積の合計 が10,00 0平方メート ルを超え20 ,000平方 メートル以内 の場合(一戸 建ての住宅を 除く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞ れ1件につき次に定める額 ア イに係るもの以外の場合 2,006,000円 イ 長期使用構造等確認計画で ある場合 267,000円
床面積の合計 が20,00	次に掲げる区分に応じ、それぞ れ1件につき次に定める額

	0平方メートルを超え30,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	ア イに係るもの以外の場合 2,862,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 337,000円
	床面積の合計が30,000平方メートルを超える場合（一戸建ての住宅を除く。）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア イに係るもの以外の場合 3,505,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 382,000円
既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	床面積の合計が100平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア イに係るもの以外の場合 79,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 23,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア イに係るもの以外の場合 103,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 27,000円
	床面積の合計が200平方	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額

メートルを超え500平方メートル以内の場合	<p>ア イに係るもの以外の場合 174,000円</p> <p>イ 長期使用構造等確認計画である場合 38,000円</p>
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額</p> <p>ア イに係るもの以外の場合 274,000円</p> <p>イ 長期使用構造等確認計画である場合 61,000円</p>
床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅にあっては、1,000平方メートルを超えるもの)	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額</p> <p>ア イに係るもの以外の場合 534,000円</p> <p>イ 長期使用構造等確認計画である場合 99,000円</p>
床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額</p> <p>ア イに係るもの以外の場合 950,000円</p> <p>イ 長期使用構造等確認計画である場合</p>

合（一戸建ての住宅を除く。）	156,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア イに係るもの以外の場合 1,627,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 236,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア イに係るもの以外の場合 3,004,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 398,000円
床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア イに係るもの以外の場合 4,289,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 503,000円

			床面積の合計が30,000平方メートルを超える場合（一戸建ての住宅を除く。）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア イに係るもの以外の場合 5,253,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 571,000円
--	--	--	--	---

別表第76の6項中「第3項」を「第5項」に改め、「（共同住宅等の場合にあつては、アに掲げる額とイに掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額とを合算した額）」を削り、同表第76の7項を次のように改める。

76の7	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	新築住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内の場合	1件につき8,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に係る変更（以下この項において「第1号変更」という。）の場合（長期使用構造等確認計画である場合を除く。） 39,000円 イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第5号又は第6号に係る変更（以下この項において「第2号等変更」という。）の場合 6,000円 ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第
------	----------------------	--	----------------------------	--

	3号に係る変更（以下この項において「第3号変更」という。）の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	1件につき10,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等確認計画である場合を除く。） 52,000円 イ 第2号等変更の場合 7,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	1件につき14,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等確認計画である場合を除く。） 92,000円 イ 第2号等変更の場合 10,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以	1件につき24,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等確認計画である場合を除く。） 143,000円

内の場合	イ 第2号等変更の場合 16,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅の場合にあっては、1,000平方メートルを超えるもの)	1件につき34,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 291,000円 イ 第2号等変更の場合 31,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき62,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 530,000円 イ 第2号等変更の場合 42,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの)	1件につき105,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)

方メートルを 超え10,0 00平方メー トル以内の場 合(一戸建て の住宅を除く 。)	用構造等確認計画である場合 を除く。) 928,000円 イ 第2号等変更の場合 52,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床 面積の合計が 10,000 平方メートル を超え20, 000平方メ ートル以内の 場合(一戸建 ての住宅を除 く。)	1件につき172,000円と 次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使 用構造等確認計画である場合 を除く。) 1,737,000円 イ 第2号等変更の場合 94,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床 面積の合計が 20,000 平方メートル を超え30, 000平方メ ートル以内の 場合(一戸建 ての住宅を除 く。)	1件につき211,000円と 次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使 用構造等確認計画である場合 を除く。) 2,524,000円 イ 第2号等変更の場合 125,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床 面積の合計が 30,000	1件につき225,000円と 次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使

	平方メートルを超える場合 (一戸建ての住宅を除く。)	用構造等確認計画である場合を除く。) 3, 121, 000円 イ 第2号等変更の場合 157, 000円 ウ 第3号変更の場合 2, 000円
既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)	変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内の場合	1件につき11, 000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 56, 000円 イ 第2号等変更の場合 9, 000円 ウ 第3号変更の場合 2, 000円
	変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	1件につき14, 000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 76, 000円 イ 第2号等変更の場合 11, 000円 ウ 第3号変更の場合 2, 000円
	変更に係る床面積の合計が200平方メ	1件につき21, 000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合(長期使

<p>メートルを超え 500平方メ ートル以内の 場合</p>	<p>用構造等確認計画である場合 を除く。)</p> <p>136,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合 16,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床 面積の合計が 500平方メ ートルを超え 1,000平 方メートル以 内の場合</p>	<p>1件につき35,000円と次 に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 第1号変更の場合（長期使 用構造等確認計画である場合 を除く。)</p> <p>213,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合 24,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床 面積の合計が 1,000平 方メートルを 超え3,00 0平方メート ル以内の場合 (一戸建ての 住宅の場合に あっては、1 ,000平方 メートルを超 えるもの)</p>	<p>1件につき50,000円と次 に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 第1号変更の場合（長期使 用構造等確認計画である場合 を除く。)</p> <p>435,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合 47,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>

<p>変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>1件につき92,000円と次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 第1号変更の場合（長期使用構造等確認計画である場合を除く。） 793,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合 63,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>1件につき157,000円と次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 第1号変更の場合（長期使用構造等確認計画である場合を除く。） 1,390,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合 78,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>1件につき257,000円と次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 第1号変更の場合（長期使用構造等確認計画である場合を除く。） 2,604,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合 141,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>

		変更に係る床面積の合計が 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	1件につき316,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等確認計画である場合を除く。） 3,783,000円 イ 第2号等変更の場合 188,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
		変更に係る床面積の合計が 30,000平方メートルを超える場合（一戸建ての住宅を除く。）	1件につき336,000円と次に掲げる額を合算した額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等確認計画である場合を除く。） 4,679,000円 イ 第2号等変更の場合 235,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円

別表第76の8項中「第3項」を「第5項」に改め、「（共同住宅等の場合にあつては、アに掲げる額とイに掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額とを合算した額）」を削り、同表第76の9項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同表第76の10項の次に次のように加える。

76の10の2	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
---------	--------------------------------	--	-------------------

	例許可申請手数料	
--	----------	--

別表第76の19項の次に次のように加える。

76の 20	要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションに係る容積率の特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
-----------	--------------------------------	---	-----------------------

別表備考第7項中「当該増築等に係る建築物について」を削り、「と認める方法により一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）に係る計算を要しない既存部分がある」を「において当該増築等に係る建築物のうち増築等を行わない部分について特別の算定方法によることが認められている」に改め、同表備考第13項及び第14項中「当該増築等に係る建築物について」を削り、「と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分がある」を「において当該増築等に係る建築物のうち増築等を行わない部分について特別の算定方法によることが認められている」に改め、同表備考第15項から第17項までの規定中「（当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積）（増築等の場合であって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、別表第76の19項の次に

次のように加える改正規定並びに同表備考第7項及び第13項から第17項までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市手数料条例（以下「新条例」という。）別表第76の5項から第76の9項まで及び第76の10の2項の規定は、令和4年2月20日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項に規定する長期優良住宅建築等計画に関する長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）の認定の申請に係る手数料の額については、新条例別表第76の5項から第76の9項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の額を改定し、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築及び要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料を新設するほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」の次に「・第51条」を加える。

第7条第1項本文中「第3号において」を「以下この条において」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

第50条を第51条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、電磁的記録に係る規定を整備するほか、所要の改正を行うとするものである。

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を次のように改正しようとする。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、本市の区域内における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」という。）において使用する用語の例による。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

第3条 最低基準は、次条から第7条までに定めがあるもののほか、児童福祉施設基準（第32条第5号及び第6号、第32条の2並びに附則第94条から第97条までを除く。）の定めるところによる。

（子どもの最善の利益の考慮）

第4条 児童福祉施設は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号）第2条第2号に規定する基本理念にのっとり、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮して、その運営を行

わなければならない。

(暴力団の排除)

第5条 児童福祉施設は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(食事の特例)

第6条 児童福祉施設は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物及びこれを原料として加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(保育所の設備の基準の特例)

第7条 保育所の設備基準は、児童福祉施設基準第32条（第5号及び第6号を除く。）に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所と同一敷地内に限る。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (2) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(児童福祉施設基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、児童福祉施設基準附則及び児童福祉施設基準を改正する省令（児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項及び同項を改正する省令を除く。）附則に規定する経過措置の例による。

(保育士の員数の算定に関する経過措置)

第3条 第3条の規定によりその定めるところによるとされる児童福祉施設基準第33条第2項の規定による乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみな

すことができる。

(奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年奈良市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「読み替えて準用する奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年奈良市条例第55号。以下「児童福祉施設条例」という。)

第33条第8号ア、イ及びカ」を「その定めるところによるとされる幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園基準」という。)

第13条第1項において読み替えて準用される児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」という。)

第32条第8号イ、ロ及びヘ」に、「第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設条例第33条第8号」を「幼保連携型認定こども園基準第13条第1項において読み替えて準用される児童福祉施設基準第32条第8号」に改める。

第11条中「読み替えて準用する児童福祉施設条例第14条第1項」を「その定めるところによるとされる幼保連携型認定こども園基準第13条第1項において読み替えて準用される児童福祉施設基準第11条第1項」に改める。

第15条を次のように改める。

(設備運営基準)

第15条 第2条から前条までに定めるもののほか、設備運営基準については、幼保連携型認定こども園基準第13条第1項(児童福祉施設基準第32条の2(後段を除く。))を準用する部分を除く。)及び第2項の定めるところによる。

2 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和3年奈良市条例第 号)第4条から第6条までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。

(奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第5条 奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成31年奈良市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号。以下「児童福祉施設条例」という。）第36条」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」という。）第35条」に改める。

第13条を次のように改める。

（設備運営基準）

第13条 第2条から前条までに定めるもののほか、設備運営基準については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）第13条第1項（児童福祉施設基準第7条の2、第9条の3、第11条第1項、第32条第8号、第32条の2（後段を除く。）及び第36条を準用する部分を除く。）の定めるところによる。

2 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年奈良市条例第 号）第4条から第6条までの規定は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について準用する。

（奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第26条中「奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号）第36条」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条」に改める。

（提案理由）

児童相談所設置市となることに伴い、適用対象となる児童福祉施設を追加するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例の制定について

奈良市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例を次のように
制定しようとする。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第
24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに法第24
条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運
営の基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び児童福祉法に基づく指定障害児
入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以
下「指定障害児入所施設等基準」という。）において使用する用語の例による。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等)

第3条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等は、次条から第12条まで
に定めるもののほか、指定障害児入所施設等基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 指定障害児入所施設等は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成
24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないよ
うにしなければならない。

(申請者の要件)

第5条 法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条

例で定める者は、法人とする。

(管理者の特例)

第6条 指定障害児入所施設等の管理者は、常勤とする。

(居室等の安全性の確保)

第7条 指定障害児入所施設等の配置、構造及び設備は、障害児の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の障害児の保健衛生及び防災その他の障害児の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(食事の特例)

第8条 指定障害児入所施設等は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、障害児の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第9条 指定障害児入所施設等は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第10条 指定障害児入所施設等は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等の特例)

第11条 指定障害児入所施設等は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

(報告)

第12条 指定障害児入所施設等は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(指定障害児入所施設等基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定障害児入所施設等基準附則及び指定障害児入所施設等基準を改正する省令附則に規定する経過措置の例による。

(提案理由)

児童相談所設置市となることにより、指定障害児入所施設等に係る事務が県から移管されることに伴い、その人員、設備及び運営に関する基準等を定めようとするものである。

奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

（提案理由）

出産育児一時金の産科医療補償制度における掛金相当加算額が引き下げられるが、出産費用が増加傾向にあることから、支給総額が現行と同額になるように基本額を引き上げようとするものである。

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定
める条例の一部を改正する条例

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例（平成25年奈良市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人チョウタリィの会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和3年9月30日までにこの条例による改正前の奈良市個人市民税の控除対象とな
る寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（以下「旧条例」という。）
別表特定非営利活動法人チョウタリィの会の項に掲げる法人に対して支出された寄附金
について奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第24条の2第1項第2号の
規定を適用する場合にあっては、旧条例別表の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

条例別表に規定する特定非営利活動法人の構成の変更に伴い、所要の改正を行おうとす
るものである。

奈良市地域ふれあい会館条例の一部改正について

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例

奈良市地域ふれあい会館条例（平成8年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市伏見地域ふれあい会館	奈良市菅原東一丁目21番21号
奈良市明治地域ふれあい会館	奈良市北永井町508番地の2

別表奈良市佐保地域ふれあい会館の項の次に次のように加える。

奈良市伏見地域ふれあい会館	小会議室	180
	中会議室	550
	大会議室	950
奈良市明治地域ふれあい会館	和室1	170
	和室2	180
	会議室A	660
	会議室B	390

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(奈良市公民館条例の一部改正)

- 2 奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項の表南部公民館明治分館の項を削る。

(提案理由)

伏見地域ふれあい会館を新設し、南部公民館明治分館を明治地域ふれあい会館に移行しようとするものである。

財産の取得について（追認）

小学校運営管理事業として、次に掲げる物品を議会の議決を得ず取得したため、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1. 物品の表示

名称	種類	数量
教科書	教師用教科書（小学校）	1,928冊
指導書	教師用指導書（小学校）	2,170冊

2. 契約金額 21,210,562円

3. 契約日 平成27年4月2日

4. 契約の相手方 奈良県北葛城郡広陵町馬見北三丁目2番31号

奈良県教科書株式会社

代表取締役社長 喜田 秀夫

財産の取得について（追認）

小学校運営管理事業として、次に掲げる物品を議会の議決を得ず取得したため、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1. 物品の表示

名称	種類	数量
教科書	教師用教科書（小学校）	4,851冊
指導書	教師用指導書（小学校）	6,069冊

2. 契約金額 74,584,535円

3. 契約日 令和2年4月1日

4. 契約の相手方 奈良県北葛城郡広陵町馬見北三丁目2番31号

奈良県教科書株式会社

代表取締役社長 喜田 秀夫

財産の取得について

子どもセンター管理事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1. 物品の表示

名 称	種 類 ・ 数 量
執務デスク等事務什器	別表のとおり

2. 契約金額 24,750,000円

3. 契約の相手方 奈良県磯城郡田原本町大字阪手658番地の1
株式会社カギオカ
代表取締役社長 鍵岡 種彦

別 表

物品種類		数量	物品種類		数量
執務デスク	1200×700×720	15	更衣ロッカー（3人用）	900×515×1790	3
	2400×1200×720	19	更衣ロッカー（4人用）	900×515×1790	32
	1200×1400×720	4	シューズロッカー	600×380×1137	2
	1000×600×720	1		1200×380×1137	3
	1200×600×720	1		1200×380×1650	1
	1800×600×720	2	中量ラック	1850×600×2130	8
回転事務椅子	680×565×950×420	1		1800×600×2130	4
	680×565×890×420	6		900×600×2130	1
	575×550×810	76		1550×600×2130	1
医療用椅子	500×420×390	1		1550×870×2130	1
収納庫（オープン）	900×450×1050	3		1200×870×2130	1
収納庫（両開き）	900×450×2100	35		1250×870×1830	2
	900×450×1050	2	ロビーチェア	1455×550×430×430	6
	900×450×915	7	ソファ	700×700×470×398	4
収納庫（3枚引き違い）	900×450×1050	11		1382×682×218	2
	900×450×915	5	ホワイトボード壁掛け	1805×88×905	11
収納庫（天板）	900×450×20	26		1800×50×900	1
収納庫（ベース）	900×438×50	62	ホワイトボード回転式（両面）	1915×628×1800	2
収納庫（浅型引き違い）	1500×400×880	6	コピー黒板	1980×675×1850	2
収納庫（浅型ベース）	1500×385×60	3	ホワイトボード回転式（片面）	1885×628×1800	1
会議用テーブル	1500×900×720	7	スクリーンブース	2040×618×1350×460	2
	1800×900×720	3	コートハンガー	860×515×1570	1
	2100×1000×720	2	脱衣カゴ	520×325×645	1
	1200×900×720	1	診察台	1800×700×600	1
	1800×450×720	21	生徒用机	650×450×760	8
テーブル	2400×1050×720	1	生徒用椅子	375×360×793×460	8
	1200×750×450	1	窓下書架	1800×355×800	1
	1800×900×720	1	テーブル（台形）	1165×520×640	2
	1200×800×620	2	テーブル（長方形）	1200×720×310	1
ランチルーム用フラップテーブル	1800×800×700	2	セーバー	1840×940×2265	1
会議用椅子	510×560×790×440	47		920×940×2265	5
	555×510×785×430	24	診察台用枕	310×110×75	1
	475×550×815×445	80	ウォールブレース	110×60	26
チェアポーター	605×965×1145	1	トップブレース	2100×40×40	4
ランチルーム用チェア	545×448×728×430	12		50×490×40	8
スツール（木脚）	410×410×360×360	20	固定器具	110×135×55	51
スツール（スチール脚）	455×455×450	5			
	405×405×455×455	14			

財産の処分について

次に掲げる財産を処分するものとする。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 物件の表示

(1) 土地

所在地	地目	公簿面積 (㎡)
奈良市針ヶ別所町135番	学校用地	18,480
奈良市針ヶ別所町136番	畑	291
奈良市針ヶ別所町263番1	学校用地	111
奈良市針ヶ別所町263番2	学校用地	225
奈良市針ヶ別所町265番	雑種地	120
奈良市針ヶ別所町266番2	公衆用道路	103
奈良市針ヶ別所町266番3	雑種地	60
奈良市針ヶ別所町272番1	公衆用道路	86
奈良市針ヶ別所町820番1	学校用地	318
合 計		19,794

(2) 建物

施設名称	構 造	床面積 (㎡)
校舎	鉄筋コンクリート造かわらぶき3階建	2,736.35
体育館	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	724.13
倉庫・便所	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	81.51
機械室	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	76.79

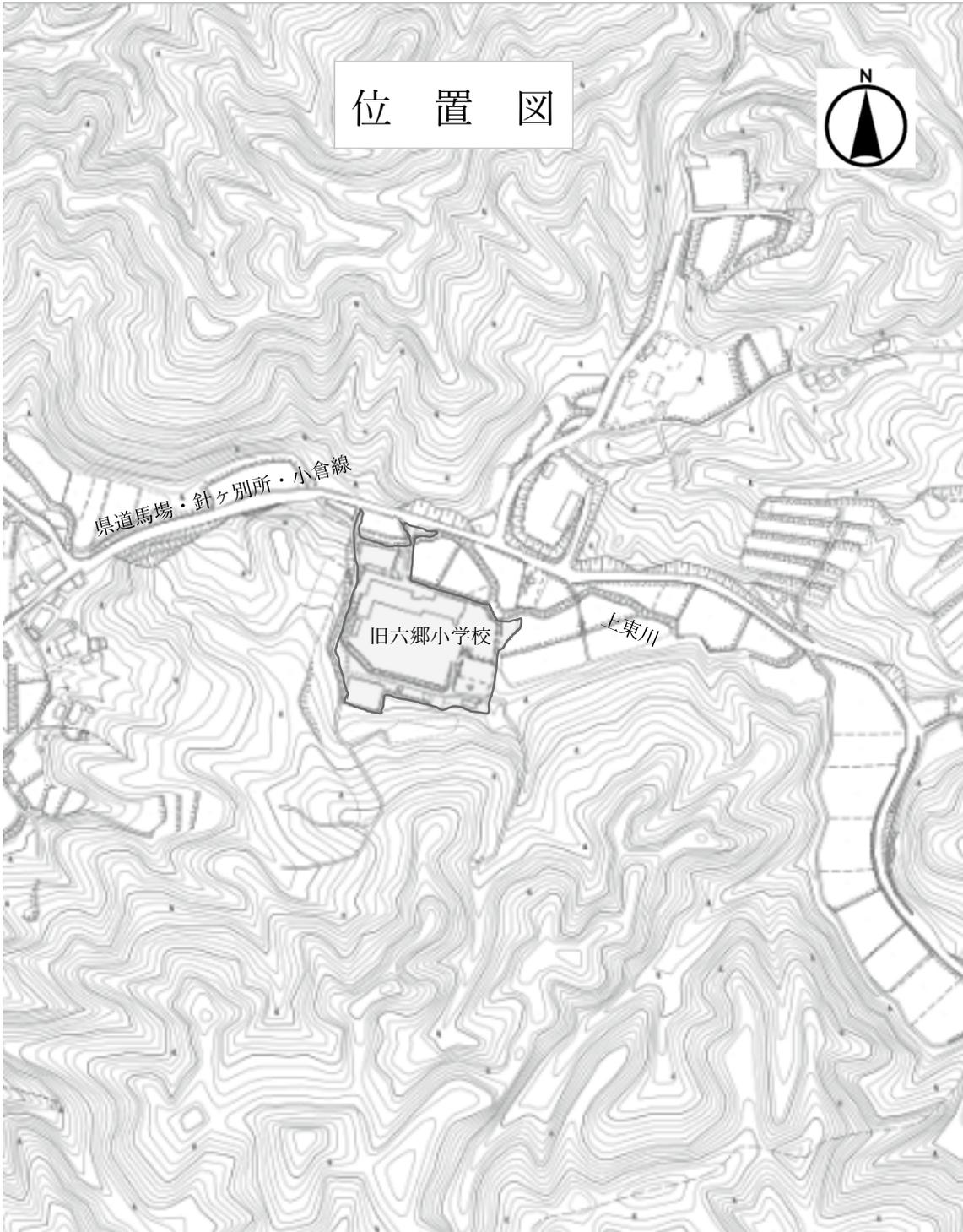
ポンプ室	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	10.98
更衣室	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	58.17
便所	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	12.25

(3) 工作物 一式

(4) 立木 一式

2 譲渡価格 127,605,045円

3 契約の相手方 奈良市杣ノ川町50番地1
社会福祉法人青葉仁会
理事長 榊原 典俊



工事請負契約の締結について

大和西大寺駅北口駅前広場整備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和3年11月30日提出

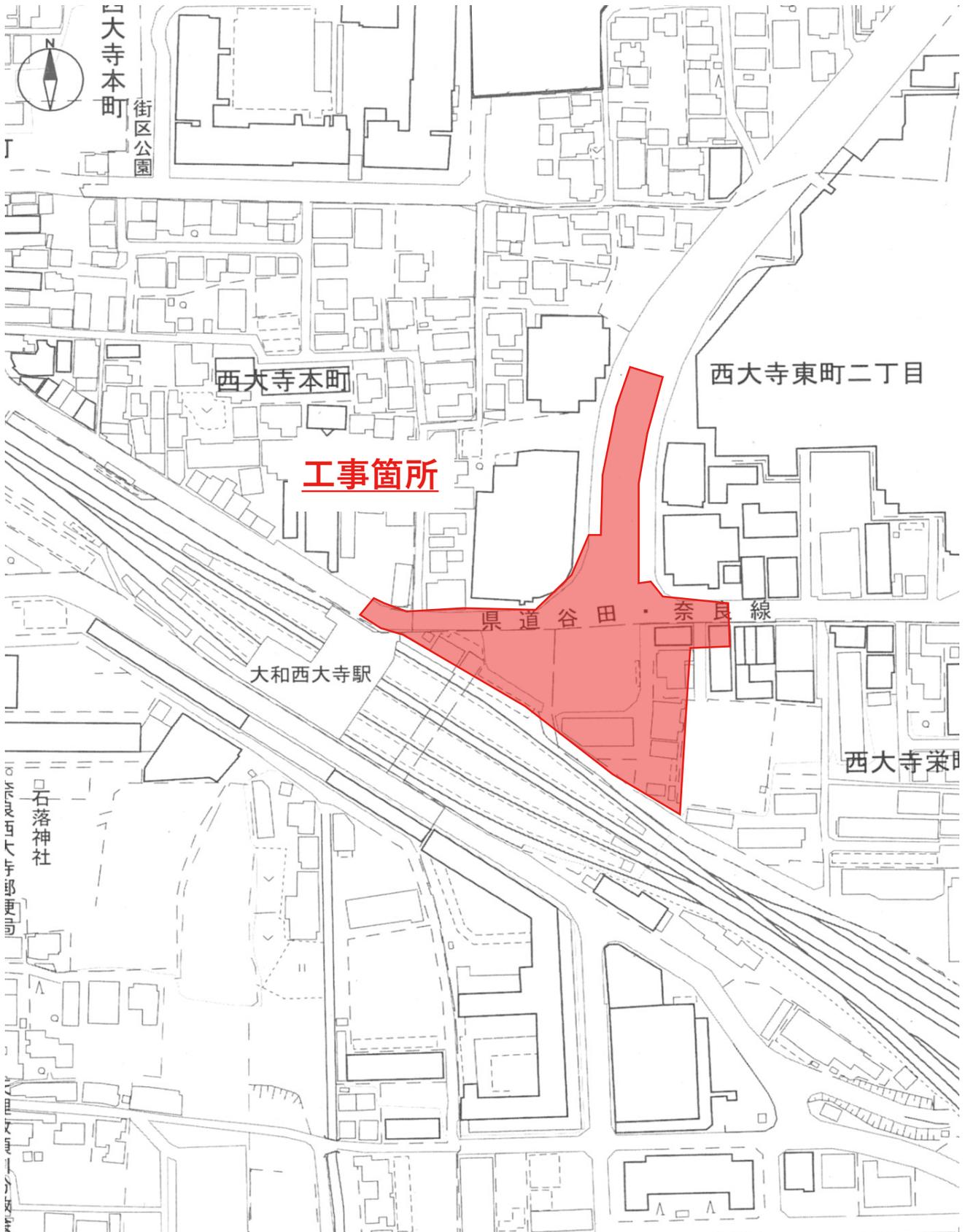
奈良市長 仲川元庸

- 1 契約の目的 大和西大寺駅北口駅前広場整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 500,060,000円
- 4 契約の相手方 奈良市高天町38番地の3
大和西大寺駅北口駅前広場整備工事
鹿島・三和特定建設工事共同企業体
代表者 鹿島建設株式会社奈良営業所
所長 岡野 隆
三和建设株式会社
代表取締役社長 小林 伸嘉

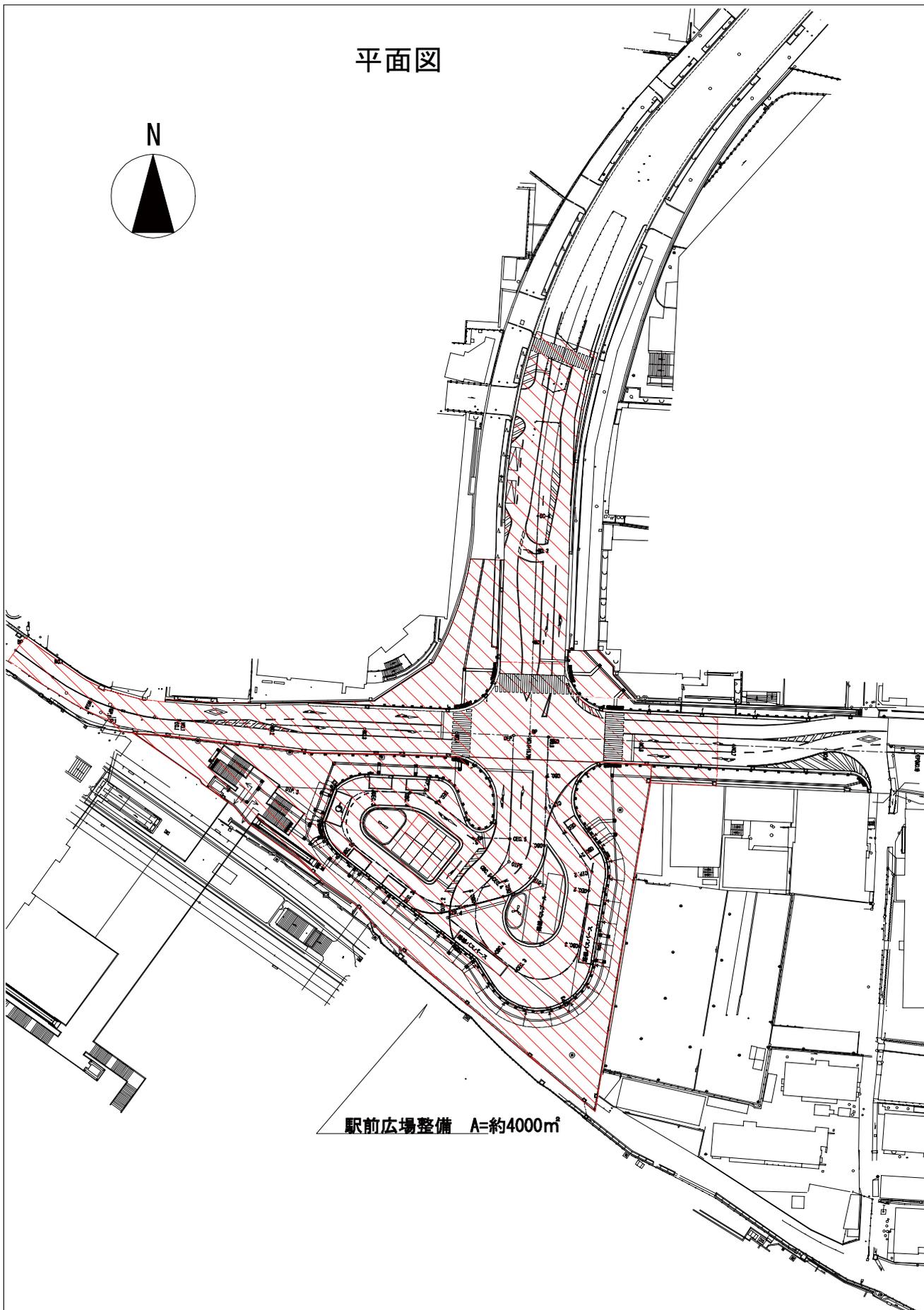
大和西大寺駅北口駅前広場整備工事の概要

1. 工事場所 奈良市西大寺栄町地内他
2. 工事規模 駅前広場整備工事 $A = 4,000 \text{ m}^2$
- | | |
|-----------|----|
| 構造物撤去工 | 一式 |
| 道路土工 | 一式 |
| 舗装工 | 一式 |
| 区画線工 | 一式 |
| 縁石工 | 一式 |
| 雨水排水設備工 | 一式 |
| 電気設備工 | 一式 |
| 管理施設整備工 | 一式 |
| サービス設備整備工 | 一式 |
| 電線共同溝工 | 一式 |
| 仮設工 | 一式 |
3. 工期 契約の日から令和4年3月31日まで

位置図



平面図



駅前広場整備 A=約4000㎡

工事請負契約の一部変更について

J R 奈良駅南特定土地区画整理事業雨水調整池築造及び整備工事請負契約の一部を次のように変更するものとする。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

令和2年9月30日に議決された奈良市議案第113号J R 奈良駅南特定土地区画整理事業雨水調整池築造及び整備工事の契約金額中「293,920,000円」を「312,659,000円」に改める。

(参考)

契約の相手方 奈良市東紀寺町二丁目8番8号

J R 奈良駅南特定土地区画整理事業雨水調整池築造及び整備工事
奈良県緑化土木・廣岡建設特定建設工事共同企業体

代表者 奈良県緑化土木協同組合

代表理事 野島 康江

廣岡建設株式会社

代表取締役 貫定 毅巳

増 額 18,739,000円

和解について

本市が相手方に対してJ R奈良駅周辺土地区画整理事業における換地処分により提供した土地について、石炭燃え殻が地中に存在していることが判明したことから、相手方により提起された国家賠償等を根拠とする損害賠償請求訴訟の控訴事件（本市及び相手方の双方が控訴したもの。）について、次のとおり和解しようとするものである。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 相手方

奈良市大森町57番地の3

奈良県農業協同組合代表理事 田中 稔之

2 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方に対し、本件解決金として、4,300万円の支払義務があることを認める。
- (2) 本市は、相手方に対し、前項の金員を、令和4年2月28日限り、相手方指定の口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は本市の負担とする。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 相手方及び本市は、相手方と本市との間には、本件に関し、和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、第一、二審を通じて各自の負担とする。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市横井町924番11

奈良市斎苑 旅立ちの杜^{もり}

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市高天町43番地1

株式会社まほろばの杜

代表取締役 原田 徹雄

3 指定管理者の指定の期間

令和4年4月1日から令和19年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 火葬場の事業の実施に関する事。
 - ①火葬に関する事。
 - ②遺体保管に関する事。
 - ③葬儀に係る施設の提供に関する事。
 - ④その他市長が必要と認める事業
- (2) 火葬場の使用許可及び使用制限に関する事。
- (3) 火葬場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市陰陽町7番地

奈良町からくりおもちゃ館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市西木辻町217番地

特定非営利活動法人からくりおもちゃ塾奈良町

理事長 鎌田 道隆

3 指定管理者の指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良町からくりおもちゃ館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良町からくりおもちゃ館の利用制限に関する事。
- (3) 奈良町からくりおもちゃ館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

教育委員会の委員の任命について

教育委員会の委員として、次の者を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求め
る。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所 

氏 名 かわ むら ゆ か り
川 村 由 加 里



履 歴 書

氏 名 川 村 由 加 里

生年月日 [Redacted]

現住所 [Redacted]

学 歴

[Redacted]

職 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

公平委員会の委員の選任について

公平委員会の委員のうち、奥田千昭氏は、令和3年12月24日付けをもって、その任期が満了せられることに伴い、同氏を再び同委員会の委員として選任いたしたい。

よって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所



氏 名

おく だ ち あき
奥 田 千 昭



履 歴 書

氏 名 奥 田 千 昭

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED]

職 歴

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

